

被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 議事概要について（被災者の住まいの確保関係）

1. 第1回検討会

（1）検討会の概要

日時：平成25年10月23日（水）15：30～17：00

場所：合同庁舎5号館3階 特別会議室

出席者：室崎座長 飯沼、重川、杉原、田近、野田 各委員
西村内閣府副大臣ほか

（2）議事概要

被災者の住まいの在り方については別にワーキンググループを設置して検討することとなった。その後、被災者支援に係る制度の概要について説明を行い、各委員によるフリートーキングを行った。

<主な意見等>

- 災害救助法、被災者生活再建支援法等の様々な制度がからまっており、全体の立て直しが必要と認識している。
- 最終的には国と自治体の役割分担論等についても議論する必要がある。
- ワーキンググループはハード面を中心に検討いただき、その意見聴収を踏まえ、本検討会では支援制度等のソフト面も含めた全体を検討するものと理解する。
- 公的支援策は実効可能性が担保されていなければならない。資金面の確保や公平や提供が課題となる。例えば、震災後の被害認定調査や住宅の応急修理制度の事務手続きは、自治体にとって膨大な作業量となるため、適正・公平な対応ができない懸念がある。
- 支援対象とならない被災者が気の毒であることは心情として理解するが、公的資金を使う以上、ばらまきであってはならない。
- 真にニーズを有する人に的確に有効にお金が届くスキームを検討する必要がある。そのためにも、公的な介入をしなくても。民間保険や民間賃貸住宅等の民間市場を有効活用することも重要である。

- 戦後の国が何でも支援するという思想ではなく、現在の国力や国民の資力の状況にあった思想で考えるべきである。
- 住まいの再建となると高齢者も重要なターゲットになると思う。ナショナルミニマムの保障で、災害時に特別なニーズを持つ人たちに配慮したニーズ把握をすることが重要だと考える。
- 東日本大震災の経験を踏まえると、制度が壁になって動けなくなることも多かったのではないか。また、制度に伴う財源や人材の不足などが復旧・復興を進める際の障壁となった。
- 喫緊の課題として、今後の災害への備えは重要であるが、一方で100年後の災害も見据える必要があり、時期にあわせて適切な制度設計が必要である。
- 今回の議論では、災害救助法の内容にまで踏み込んだ検討を行うべきではないか。

2. 第2回検討会

(1) 検討会の概要

日時：平成25年11月20日(水) 10:00～12:00

場所：合同庁舎5号館3階 A会議室

出席者：室崎座長 飯沼、市原、重川、杉原、田近、野田、林 各委員

(2) 議事概要

竜巻被害の状況とこれまで対応の説明、つくば市の竜巻災害の事例発表が行われた。その後、被災者支援に関する基本的な理念・方針及び被災者支援における「自助・共公」の関係について説明を行い、意見交換を行った。

<主な意見等>

- 住宅については、負債の問題もあり、高齢者が多い地域では新たに家を立て直すという方向になりにくい。そのため、解体から再建まで時間がかかるので、支援については長い時間で考える必要がある。